



秋田県公報

目次

訓令

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令（一・総務課）
 公安委員会規則
 秋田県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（一・警務課）

訓令

秋田県訓令第一号

庁中一般
各地方機関

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
 平成十五年一月十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県公印取扱規程の一部を改正する訓令

秋田県公印取扱規程（昭和五十六年秋田県訓令第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

秋田県立大学 印(学位記用)	篆書	秋田県立大学 印	六〇ミリメートル平方
-------------------	----	-------------	------------

立大学事務局長

を

秋田県立大学 印(学位記用)	篆書	秋田県立大学 学部印(学位 記用)	篆書	六〇ミリ
秋田県立大学 印	篆書	秋田県立大学 学部之印	篆書	三六ミリ

県立大学事務局長

に改める。

メートル平方

メートル平方

別表第二卒業証書用印の項中

篆書	秋田県立大学 之印	二七ミリメートル平方
----	--------------	------------

秋田県

